

売買制度及び清算・決済制度

項目	内容	備考
<p>売買制度</p> <p>1. 立会市場</p> <p>(1) 立会日等</p> <p>(2) 立会時間</p> <p>(3) 売買の種類</p> <p>(4) 売買締結の方法等</p> <p>(5) 呼値の方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、当取引所市場において株券等の売買を行うための売買制度を以下のとおり整備します。 ・当取引所の株券等の売買は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の提供する売買システムを利用します。したがって、売買制度の内容は原則として東証が開設する市場（以下「東証市場」という。）に関する業務規程その他規則で定めるものに準じるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・立会日は、東証立会市場における立会日と同一とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・立会時間は、東証立会市場における立会時間と同一とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・売買の種類は、東証立会市場における売買の種類と同一とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・売買締結の方法等については、東証立会市場と同一とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・売買は原則として東証が提供する次世代システム（以下、「arrowhead」といいます。）を利用して行うこととします。 ・ただし、arrowhead 稼働までの間については、東証が提供する株式売買システム（以下、東証株式売買システムという。）を利用して行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な制度は、業務規程等により規定します。 <ul style="list-style-type: none"> ・注文受付時間についても東証立会市場と同一とします。 ・ただし、東証次世代システム（arrowhead）稼働後については、当取引所市場開設後の取引状況等を踏まえ、必要に応じて取引時間の延長を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ・当日決済取引（同一取引参加者間に限り、普通取引及び発行日決済取引（内国株券に限り、）とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・個別競争売買とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・arrowhead においては、当取引所市場の取引所区分を設定します。 ・東証株式売買システムにおいては、当取引所市場用の新たな取引所区分及び市場区分を設けず、東証における市場区分（当取引所市場内国株券については東証市場第二部、当取引所市場外国株券について

項目	内容	備考
(6) 売買単位	<ul style="list-style-type: none"> ・呼値の単位、呼値の制限値幅及び注文の種類については、原則として、内国株券については東証立会市場における内国株券と、外国株券については東証立会市場における外国株券と、それぞれ同様とします。 ・呼値の制限値幅の基準値段は、原則として、前日の最終値段とします。 ・内国株券については、100株とします。 ・外国株券については、原則として100株とします。 	<p>は東証外国株)のなかに当取引所市場銘柄を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己ノ委託区分及び空売り区分等についても、東証立会市場と同様に明示することとなります。 ・東証立会市場の内国株券と同様とします。なお、権利落日については、基準値段の調整を行います。
(7) 約定値段等の公表等	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄別の価格情報及び取引高については、東証が提供する相場報道システムを利用してリアルタイム配信を行います。
(8) 売買の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、原則として当取引所のウェブサイトを通じて行うものとします。 ・当取引所市場における売買の停止に関する取扱いは、原則として東証立会市場と同様とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所市場における毎日の総取引高については、相場報道システムを利用したのリアルタイム配信は行いません。
(9) 売買を円滑にする取引参加者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・「売買を円滑にする取引参加者」は担当上場会社の上場株券等の当取引所市場における円滑な流通の確保に努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「売買を円滑にする取引参加者」を「流動性プロバイダー」といいます。 ・流動性プロバイダーは、J-Nomadが当取引所の取引参加者である場合に限り自らができることができ、当取引所の取引参加者であるJ-Nomadが自ら流動性プロバイダーとならない場合及びJ-Nomadが当取引所の取引参加者でない場合には、当取引所の取引参加者を

項目	内容	備考
<p>(10) 信用取引</p> <p>2. 立会外市場</p> <p>(1) 取引区分</p> <p>(2) 取引時間</p> <p>(3) 売買の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「円滑な流通の確保」にあたっては、当該業務を行う当取引所の取引参加者は、次のいずれかについて努めるものとします。 当該銘柄に係る売呼値及び買呼値を行うこと 円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に対当する呼値を行うこと ・売買を円滑にする取引参加者は、銘柄ごとに「円滑な流通の確保」に係る確約書を当取引所に提出するものとします。 ・当取引所市場上場銘柄は、制度信用取引の対象としません。 ・当取引所は、通常而立会市場に加え、東証で提供するT o S T N e T市場（以下、「東証T o S T N e T市場」という。）に準じた立会外市場を提供します。 ・単一銘柄取引制度を設けます。 ・午前8時20分から午後5時までとします。 ・普通取引及び当日決済取引（同一取引参加者間に限ります。）とします。 	<p>流動性プロバイダーとして確保するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な数値基準等（スプレッド、時間、数量等）は設けないこととします。 ・実際の「円滑な流通の確保」に係る注文の発注にあたっては、通常の注文と同様に発注することとします。 ・具体的な制度は、立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例等により規定します。 ・東証T o S T N e T市場における単一銘柄取引に準じたものです。 ・当取引所の立会外市場においては、東証T o S T N e T市場におけるバスケット取引、終値取引、自己株式立会外取引と同様の制度は設けません。 ・当取引所市場に上場する銘柄は、その立会市場と立会外市場の両方に上場することになります。 ・注文受付時間も同様とします。

項目	内容	備考
(4) 売買締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・買付申込みと売付申込みが合致した場合に約定することとします。 	
(5) 呼値の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・FAXにより行うこととします。 ・呼値は立会取引における直前の値段から±7%の範囲内で行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東証新派生売買システムは利用できません。
<p>清算・決済制度</p> <p>1. 清算機関・決済機関における取扱い</p> <p>2. クリアリング機構における清算制度</p> <p>(1) 清算参加者制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、当取引所市場において株券等の売買に伴う清算・決済制度を以下のとおり整備します。 ・当取引所市場において成立した株券等の売買の決済は、東証市場における売買と同様、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書の定めるところにより、清算参加者とクリアリング機構との間で行うものとします。 ・証券決済については、東証市場における取引に係る決済と同様、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）における口座振替により行うものとします。また、資金決済についても、東証市場における取引に係る決済と同様の取扱いとします。 <p>（本項の記載内容については、クリアリング機構において決定されたものではありませんので、今後変更される可能性があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当取引所市場における取引については、クリアリング機構の現物清算資格における清算対象取引に含まれます。 ・清算資格の取得に係る要件等については、現行制度どおりとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な制度は、清算・決済規程、清算・決済規程施行規則、発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則に規定します。 ・クリアリング機構において、所要の制度整備が行われることを前提とします。 ・保振機構において、所要の制度整備が行われることを前提とします。 ・クリアリング機構の現行制度において、金融商品取引業者及び登録金融機関のみが清算資格の取得申請を行うことが可能とされており、日本国内に拠点を有さない外国会社は、同機構の清算資格を取得することができません。外国会社が取引参加者となる場合は、他社清算参加者に

項目	内容	備考
(2) 清算制度 a 債務引受 b ネットティング c 決済方法 3. 保振機構における決済制度 4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度どおりとなります。 ・ 東証市場における売買と同様、他の現物商品に係る取引所取引とネットティングされることとなります。 ・ DVP決済となります。 <p>(本項の記載内容については、保振機構において決定されたものではありませんので、今後変更される可能性があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等については株式等振替制度において取り扱われます。 ・ 清算参加者と非清算参加者との決済については、東証市場における清算参加者と非清算参加者との間の決済制度と同様とします。 	<p>清算を委託することになります。</p> <p>・ 業務処理のスケジュール・方法については、株券の清算に係る現行制度と同様となります。</p>

以 上